

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(____部分は、変更部分)

変更案				現行																																																			
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。				(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上 契約</td> <td>1,100 円</td> <td>6,309 円</td> <td>12,276 円</td> </tr> <tr> <td>衛星 契約</td> <td>1,950 円</td> <td>11,186 円</td> <td>21,765 円</td> </tr> <tr> <td>特別 契約</td> <td>860 円</td> <td>4,934 円</td> <td>9,599 円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円	衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円	特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支払区分</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地上 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td>1,225 円</td> <td>7,015 円</td> <td>13,650 円</td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td>1,275 円</td> <td>7,300 円</td> <td>14,205 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td>2,170 円</td> <td>12,430 円</td> <td>24,185 円</td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td>2,220 円</td> <td>12,715 円</td> <td>24,740 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別 契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td>955 円</td> <td>5,475 円</td> <td>10,650 円</td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td>1,005 円</td> <td>5,760 円</td> <td>11,205 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p>				種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	口座・クレジット	1,225 円	7,015 円	13,650 円	継続振込等	1,275 円	7,300 円	14,205 円	衛星 契約	口座・クレジット	2,170 円	12,430 円	24,185 円	継続振込等	2,220 円	12,715 円	24,740 円	特別 契約	口座・クレジット	955 円	5,475 円	10,650 円	継続振込等	1,005 円	5,760 円	11,205 円
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																																																				
地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円																																																				
衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円																																																				
特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円																																																				
種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																																																			
地上 契約	口座・クレジット	1,225 円	7,015 円	13,650 円																																																			
	継続振込等	1,275 円	7,300 円	14,205 円																																																			
衛星 契約	口座・クレジット	2,170 円	12,430 円	24,185 円																																																			
	継続振込等	2,220 円	12,715 円	24,740 円																																																			
特別 契約	口座・クレジット	955 円	5,475 円	10,650 円																																																			
	継続振込等	1,005 円	5,760 円	11,205 円																																																			
2～4 (略)				2～4 (略)																																																			
(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引)) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これら				(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引)) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これら																																																			

変更案			現行		
<p>の契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>			<p>の契約種別である全契約を対象に、<u>支払区分が継続振込等</u>の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円	10件以上	300円	90円
<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件<u>または特別契約の契約件数が9件</u>である1の放送受信契約者については、<u>その衛星契約または特別契約</u>の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>			<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>		
<p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p>			<p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等</u>の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p>		
<p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の</p>			<p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の</p>		

変更案	現行
<p>衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が <u>7件</u>、8件または9件であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が <u>8件</u>または9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>	<p>衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件 <u>(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件(6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。)、8件または9件とする。)</u> であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>
<p>(団体一括支払に関する特例(団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額<u>180円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(団体一括支払に関する特例(団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、1件あたり月額<u>200円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(事業所契約に関する特例(事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全</p>	<p>(事業所契約に関する特例(事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全</p>

変更案	現行
<p>額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額</u>から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うもの</u>とする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>その他の支払方法により支払わねばならず</u>、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>その他の支払方法により支払わなければならない</u>。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うもの</u>とする。</p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p>

変更案	現行																																			
<p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額</u>をその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額</u>を継続振込により支払うものとする。</p>																																			
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年<u>10月1日</u>から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年<u>4月1日</u>から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>																																			
<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)</p> <table border="1" data-bbox="220 1167 711 1447"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月額</th> <th>6か月前払額</th> <th>12か月前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上契約</td> <td><u>965円</u></td> <td><u>5,539円</u></td> <td><u>10,778円</u></td> </tr> <tr> <td>衛星契約</td> <td><u>1,815円</u></td> <td><u>10,416円</u></td> <td><u>20,267円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	月額	6か月前払額	12か月前払額	地上契約	<u>965円</u>	<u>5,539円</u>	<u>10,778円</u>	衛星契約	<u>1,815円</u>	<u>10,416円</u>	<u>20,267円</u>	<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)</p> <table border="1" data-bbox="799 1167 1393 1447"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支払区分</th> <th>月額</th> <th>6か月前払額</th> <th>12か月前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地上契約</td> <td><u>口座・クレジット</u></td> <td><u>1,075円</u></td> <td><u>6,165円</u></td> <td><u>11,995円</u></td> </tr> <tr> <td><u>継続振込等</u></td> <td><u>1,125円</u></td> <td><u>6,450円</u></td> <td><u>12,555円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星契約</td> <td><u>口座・クレジット</u></td> <td><u>2,020円</u></td> <td><u>11,580円</u></td> <td><u>22,530円</u></td> </tr> <tr> <td><u>継続振込等</u></td> <td><u>2,070円</u></td> <td><u>11,865円</u></td> <td><u>23,090円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額	地上契約	<u>口座・クレジット</u>	<u>1,075円</u>	<u>6,165円</u>	<u>11,995円</u>	<u>継続振込等</u>	<u>1,125円</u>	<u>6,450円</u>	<u>12,555円</u>	衛星契約	<u>口座・クレジット</u>	<u>2,020円</u>	<u>11,580円</u>	<u>22,530円</u>	<u>継続振込等</u>	<u>2,070円</u>	<u>11,865円</u>	<u>23,090円</u>
種別	月額	6か月前払額	12か月前払額																																	
地上契約	<u>965円</u>	<u>5,539円</u>	<u>10,778円</u>																																	
衛星契約	<u>1,815円</u>	<u>10,416円</u>	<u>20,267円</u>																																	
種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額																																
地上契約	<u>口座・クレジット</u>	<u>1,075円</u>	<u>6,165円</u>	<u>11,995円</u>																																
	<u>継続振込等</u>	<u>1,125円</u>	<u>6,450円</u>	<u>12,555円</u>																																
衛星契約	<u>口座・クレジット</u>	<u>2,020円</u>	<u>11,580円</u>	<u>22,530円</u>																																
	<u>継続振込等</u>	<u>2,070円</u>	<u>11,865円</u>	<u>23,090円</u>																																